

3 県の新規事業について

(6) 新たな制度を見越したモデル的事業の実施（共同生活介護の事業展開）

経緯又は現状・課題

障害者自立支援法案における共同生活介護（ケアホーム）については、介護給付の枠組みとなり、事業的にも施設体系に近くなると想定される。また、少人数のグループホーム類似形態が数ヶ所等、小規模単位での生活形態となり、「障害状況に関わらず地域で安心して暮らす」という、障害保健福祉の目指すべき方向の核となる事業である。

共同生活介護については、主に介護を必要とする重度の障害者を対象者としており、現在、施設に入所している重度知的障害者等の地域生活実現に向けた有効な手段として期待できる。

厚生労働省資料によると、日中活動を含めた生活プログラムを策定する必要があり、社会体験の機会、及び日中活動の場の確保も併せて必要となる。介護給付体系下となるため、改正介護保険法との統合を見越した観点を持ちながら、夜間と日中の支援を行う必要がある。

施設等の人員基準に類似する基準となると想定されるため、一定の職員による継続した支援体制となる。したがって、重度の知的障害者等の地域生活、及び地域生活移行がより一層進められるが、他のサービスを如何に効率良く提供するか支援方法も検討・試行・実践しなくてはならない。また、支援度が非常に高い、行動障害を有する重度知的障害者が、地域で安心して生活するための支援体制も構築する必要がある。

提案する内容

重度知的障害者等が地域で安心して暮らせるよう、共同生活介護を中心とした包括的な支援事業をモデル的に実施する。

民間社会福祉法人等については、制度導入時は比較的様子を伺う傾向があり、即事業展開を行わない可能性もあり、県として施策誘導する必要がある。したがって、実績、及び先駆的な取り組みを行うべき「宮城県社会福祉協議会」が先導し、モデル的に事業を実施する。ただし、他の民間社会福祉法人等が事業を開始し、軌道に乗った段階でモデル事業は終了、運営しているケアホームについては、他に移管する。

また、生活の場とともに、日中活動の場の整備も必要であり、改正介護保険法での小規模多機能型居宅介護事業の障害者の利用等、特区の活用も含めた事業展開も必要となる。

併せて、行動障害を有する障害者の社会体験・社会参加促進のため、共同生活介護事業対象者の行動援護事業併給についても、積極的に支給決定するよう、市町村への指導・助言が必要である。

【行動障害を有する重度知的障害者への支援体制例】

	夜間～早朝	午前	午後	夕方～夜間
平日	生活支援	日中活動	社会体験	生活支援
利用する事業	共同生活介護	通所型サービス	行動援護	共同生活介護
土日	生活支援	社会参加	余暇・休息等	生活支援
利用する事業	共同生活介護	行動援護	共同生活介護	共同生活介護

※通所型サービスについては、改正介護保険法小規模多機能型居宅介護事業、又は障害者自立支援法生活介護事業等が適当である。

その他、根拠法令等

障害者自立支援法案 改正介護保険法